

### 地上放送のケーブル方式・I P方式再送信にかかる放送区域制限の撤廃

「放送対象地域」の考え方は、地上電波のみが放送メディアであった時代に混信を防ぐ必要から設けられた制度である。現在においては、電波以外にもケーブル・I Pインフラなど放送コンテンツの伝達手段が広がっており、これらの新しいメディアについては、電波による放送コンテンツの再送信であると否とを問わず、また地上放送事業者による発信であると否とを問わず、発信対象地域を限定すべき理由は全く存在しない。地上デジタル放送の早期普及を促進し、また広く日本の各地域からの発信や日本から世界に向けての発信を活発化するためにも、放送を含むすべてのコンテンツについて発信対象地域を完全自由化すべきである（もとより電波による放送は除く）。